

連載　（供覧）いはひまつりのみち

宗教は人を殺し、祭祀は人を生かす
世界平和のための祭祀を復興させる

第九回　推古天皇の御詔勅

南出喜久治（令和7年元旦記す）

ちちははと　とほつおやから　すみめおや　やほよろづへの　くにからのみち
(父母と遠つ祖先から皇御祖八百万神への国幹の道)

【推古天皇の御詔勅】

このやうな祭祀の意義は、古代においても同じでしたが、祭祀の生活は、確かに仏教伝来以後はだんだんと廢つてきたことから、推古天皇が摂政の聖徳太子の「いつしきのりとをあまりななをち」（憲法十七条）が出された3年後に、「あつかみくにつかみをいはひまつることあにおこたることあらんや」（祭祀神祇、豈有怠乎）との御詔勅を出されます。これは仏教被れに陥つて、古神道の形で守られてきた祭祀の道の実践を怠つてはならないことを説かれたものです。

つまり、日本書紀によれば、聖徳太子が推古天皇12年4月（604+660）の憲法十七条（いつしきのりとをあまりななをち）に、「二に曰はく、篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり。則ち四生の終帰、万の國の極宗なり。・・・」とあります。

のことから、仏教を受容して國體の変更があつたとする見解もありますが、この考へは間違つてゐます。なぜならば、その3年後の推古天皇15年2月（607+660）には、推古天皇の御詔勅があり、「・・・今當朕世、祭祀神祇、豈有怠乎。故群臣共爲竭心、宜拜神祇。甲午、皇太子及大臣、率百寮以祭拜神祇。（いまわがよにあたりて、あつかみくにつかみをいはひまつること、あにおこたることあらむや。かれ、まへつきみたち、ともにためにこころをつくして、あつかみくにつかみをゐやびまつるべしとのたまふ。きのえうまのひ（十五日）に、ひつぎのみことおほおみと、つかさつかさをゐて、あつかみくにつかみをいはひゐやぶ。）」として、憲法十七条を作り賜ふた皇太子（聖徳太子）にも「祭祀神祇、豈有怠乎」とされたのです。このことからすれば、祭祀は連綿として実践され、決して國體の変更などはあり得なかつたことが解ります。

この「祭祀神祇、豈有怠乎」（あつかみくにつかみをいはひまつること、あにおこたることあらむや）といふところが、この御詔勅の要諦です。天津神（天神）とは、高天原

に御座す皇祖皇宗を初めとする八百万の神々と、高天原から降臨された神々です。そして、国津神（地祇）とは、天津神のスサノヲノミコトの子（日本書紀）とも、6世孫（古事記）ともされる大国主神（大己貴神）を始めとする神裔とその他数多くの神々です。

そして、天神（あまつかみ）と地祇（くにつかみ）は一体として「神祇」として、「祭祀」（いはひまつる）ことを「豈有怠乎」（あにおこたることあらむや）として日々の祭祀の日々実践を諭されたのです。

つまり、「仏教」は徳目として「敬ふもの」（觀念論）であり、「祭祀」は「怠つてはならないもの」（実踐論）といふことです。それゆゑ、我が国は、揺るぎのない「祭祀の国」であり、それが國體（くにから）なのです。